

消費者基本計画の検証・評価・監視の方向性について — 討議用資料 —

消費者基本計画(平成17年4月8日 閣議決定)では、計画の検証、評価、監視に関して、以下のことが盛り込まれている。

- ① 消費者政策会議は、毎年、計画の進捗状況につき、検証、評価、監視を行い、その結果を公表するとともに、当該結果に基づき、計画の必要な見直しを行うこと。
- ② 消費者政策会議が、検証、評価、監視を行うに当たっては、国民生活審議会の意見を聴くこと。

計画の実効性を確保していく上で、検証・評価・監視は極めて重要であり、これらに関しての適切な枠組みの構築に向けて、以下の点について検討する必要がある。

1. 実施時期

政府における施策策定プロセスを踏まえれば、前年度における進捗状況について、毎年、6～7月を目途に検証・評価・監視の結果をとりまとめることが考えられる。

2. 実施内容

(1) 基本的な視点

計画の趣旨(消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針)を踏まえれば、以下の視点を中心にして、検証、評価、監視に当たることが考えられる。

- ① 計画の実現を確実なものにしていく(実現性)
- ② 政府一体となった取組みを確実なものにしていく(一体性)
- ③ 進捗状況や消費者問題の推移に応じた計画内容にしていく(適応性)

(2) 対象

計画では、消費者政策の基本的方向を踏まえた消費者政策の重点(9つの重点事項)を定めている。また、この重点に対応する施策を含め、今後5年間に重点的に講ずべき具体的施策(121施策)を明示している。

計画の検証、評価、監視については、この具体的施策をベースにしつつ、重点の内容を中心に実施していくことが考えられる。

(3)方法

1) 具体的施策

① 計画に盛り込まれている具体的施策

検証、評価、監視それぞれについて、以下のことが考えられる。

ア 検証(Clarification)

施策の実施状況や他省庁との連携状況といった客観的事実を明確にする。

イ 評価(Evaluation)

検証に基づき、施策の進捗度、連携の進展度などについて判断する。

ウ 監視(Monitoring)

評価に基づき抽出された課題に対する取組みを監視していく。

② 具体的施策の追加

上記①の検証・評価を踏まえつつ、具体的施策の追加の要否について検討することが考えられる。

2) 重点の内容

上記1)の検証・評価を踏まえつつ、9つの重点事項それぞれについて全体としての評価を行うことが考えられる。

3) 上記の結果に基づき、計画の必要な見直しを行う。

3. 国民生活審議会の関与

検証、評価、監視を行うに当たっての国民生活審議会の関与についてどのように考えるのか。

- (1) 国民生活審議会としては、計画の重点事項の評価を中心に審議することが考えられるのではないか。
- (2) 審議を行うための体制については、どうあるべきか。
- (3) 以下のようなスケジュールが考えられるのではないか。

秋以降 国民生活審議会消費者政策部会
(計画の進捗状況についての審議)

4月～6月 国民生活審議会消費者政策部会
(検証・評価・監視に係る意見の取りまとめ)

6月
～7月 目途 消費者政策会議(検証・評価・監視)